

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

19B036(SK2021112)、28C006(SK2021111)、28C009

③施設の情報

名称：富山市立愛育園	種別：児童養護施設
代表者氏名：大井圭子（園長）	定員（利用人数）：50名
所在地：富山市西番104-1	
TEL：(076)492-9912	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日：平成5年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人富山市社会福祉事業団	
職員数	常勤職員：24名 非常勤職員 3名
有資格職員数	保育士 7名 児童指導員 11名
	栄養士 1名 被虐待児個別対応職 1名
	家庭支援専門相談員 1名 嘱託医 2名
施設・設備の概要	児童居室 22室 職員居室 2室
	研修室 1室 面会室 2室
	図書室 1室 食堂 1室
	静養室 1室 心理判定室 1室
	観察室 1室 相談室 1室
	学習室 2室 工作室 1室
	遊戯室 1室 事務室 1室
	自立訓練室 2室

④理念・基本方針

<理念>

- 児童憲章に明記されている3つの原則
 - ・児童は、人として尊ばれる。
 - ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
 - ・児童は、良い環境の中で育てられる。
- 児童の自立を支援する
 - ・子どもらしい暮らしと安心の保証
 - ・遊びや教育への参加の保証
 - ・一人ひとりの育ちや年齢に合わせた具体的な支援

＜基本方針＞

1. 家庭に代わる場として、衣食住の充実を図る。
2. 安心して生活できる場を提供する。
3. 児童の育ちに寄り添い養育する。
4. 社会の一員としての人格を形成するため、様々な体験をする。

⑤施設の特徴的な取組

- ・「慈光園」と隣接複合施設として、世代間交流を図っています。
- ・園児のプライバシーを尊重するため、個室化を取り入れています。
- ・施設に併設された体育館（多目的ホール）を開放し、園児と地域の方々が楽しく触れ合える機会をつくり、地域交流の推進に努めています。
- ・スタッフルームを中心に左右に配置された居室（22室）や廊下を取り込んだ娯楽室は、職員と園児のコミュニケーションを大切にした造りとなっています。また、工作室や自立訓練室を設け、子どもたちの自主性をはぐくみ自立を援助しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月7日（契約日） ～ 令和5年5月22日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【適切な子どもの養育・支援に向けての取組】

令和元年度より「アセスメントシート」の作成や「自立支援計画票」の見直しを図り、書き方や捉え方について研修会を行い、表記や評価に差異が出ないように配慮している。日々の子どもの記録を「引継ぎ帳」「養護記録票」「児童の育成記録書」等に記載し、それが「アセスメントシート」や「自立支援計画票」に反映されるような仕組みになっている。各書類については、毎年見直しながらより適切な書類となるよう努めている。棟会議、職場会議、児童相談所等の関係機関との連絡会議等、子どもに関わる関係者との連携のもと、情報を共有しながらPDCAサイクルを継続して実施し、一人ひとりの子どもにとって適切な養育・支援が行われている。

【子ども主体の児童自治会や給食検討委員会の取組】

子どもたちが立候補し、児童自治会や給食検討委員会を運営している。児童自治会では行事の計画を立て、その実行に向けて園側の思いと自分たちの思いをすり合わせながら企画会議を重ね、実現に向けて取組んでいる。給食検討委員会でも自分たちの思いを意見としてまとめて園に伝えている。園は、子どもたちと意見交換を行い、子どもたちの思いの実現に向けて協力体制を整えながら、子どもの尊重や基本的人権を配慮した対応がなされている。子ども主体の取組は、子どもに肯定感や自主性を育むと同時に、退園後の社会生活を営む上でも大きな意義がある。

【日々の生活の中で育む生活習慣】

職員は子ども一人ひとりの基本的欲求や心理的状况を把握し、自立訓練活動を通して基本的な調理技術の習得、ミニキッチンでの簡単な調理やおやつ作り、各種検定試験の挑戦の支援等、子どもの年齢・発達・意欲に応じ、基本的生活習慣を身に付けることが出来るよう支援している。また、生活スペースのキッチンで、学校の代休や土日を利用して栄養士とのおやつ作り、うどん等の夜食作り、食器を洗って棚に片づけるまでの手順指導等、子どもたちの自立に向け、役立つと思われることを日々の生活に即して伝えている。

◇改善を求められる点

【経営状況の把握と中・長期的なビジョンの明確化】

経営を中・長期的に進めていくための取組みが弱い。経営に関しては経営法人・設置主体である社会福祉法人富山市社会福祉事業団に委ねているが、園が『富山県社会的養育推進計画』等の内容把握、園の役割や現状の検証等を行い、養育・支援の最前線に立つ愛育園として、積極的に経営健全化に不可欠なものを表明していくことが望ましい。今後、事業団と協働で中・長期的なビジョンを明確にし、各年度の事業計画が策定されることを期待したい。

【地域の福祉向上を意識した情報発信】

ホームページの開設や機関誌の発行はしているが、愛育園独自で理念・基本方針、事業や財務等に関する情報、第三者評価の受審状況や結果の公表、苦情・相談体制等の公開はしていない。国のめざす地域共生社会の実現のためにも、子どもや保護者、地域に向けて情報を発信し、園の存在意義や役割を理解してもらい、地域の福祉向上のための取組につなげていくことを期待したい。

【養育・支援に対する考え方や姿勢を示す各種書類の整備】

事業団で策定される書類と愛育園独自で策定される書類がある。どちらも、子どもに質の高い養育・支援を提供するために必要な書類であるため、全職員に周知し、保管方法を明確にすることが望まれる。また、子どもを取り巻く社会福祉の全国的動向や、地域の動向を踏まえ、見直しを図りながら子どもの養育・支援に必要な標準的な実施方法やマニュアル等を作成し、各書類を項目別にファイル化する等の整備を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・第三者評価を受審したことで、職員間で周知が必要な部分や見直しをかけなければいけない部分などを、具体化することができ取り組む事項が明確になりました。

・今回の結果で前回から改善に取り組んだ、子どもの養育・支援の為の書類の活用が適切に成されているとの評価を頂き、今後も日々の養護に役立てていけるよう研鑽していきたいです。

・評価結果は職員の気づきに繋げ、改善できるものから取り組み、子どもの最善の利益のために、職員一丸となって努力していきたいと思ひます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は、子どもや保護者等に対し、入園時に配付するパンフレットや保護者用案内、園内複数箇所の掲示で周知し、職員に対しては、年度初めの職員会議で「愛育園の運営と方針」（冊子）で周知している。また「愛育園の運営と方針」には、理念の考え方を明示し、園における養育のめざす方向性を踏まえ業務にあたるよう、職員に理解を促している。子ども用の資料は、ルビや挿絵を使用した工夫が見られるが、ホームページへの掲載や各種資料の表記方法については、見直し工夫を期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>設置主体である富山市社会福祉事業団の評議員会、理事会、施設長会議に園長が出席し、園の動向を報告している。経営に関しては事業団に委ねており、園の主体性が弱いため、『富山県社会的養育推進計画』や『富山市子ども・子育て支援計画』等の内容把握、園の役割や現状の検証等を行い、養育・支援の現場から、経営健全化において不可欠なものを事業団に表明していくことが望まれる。</p>		
③	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>三交代勤務を組むための人員が不足しており、社会的養育にかかる専門性の高い人材育成においては、富山市からの派遣職員は異動があるため、キャリア形成が難しいといった課題があるが、富山市社会福祉事業団のプロパー採用が少しずつ進んでおり、新規採用（配属）者へ</p>		

の研修方法を検討している。また富山市の外郭団体経営改善計画に掲げている『光熱水費の2%削減』においては、園内で周知取組を行っている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・C
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は策定していない。園の高機能化・多機能化の取組として、子育て短期支援事業（ショートステイ）や夜間養護等事業（トワイライトステイ）といった地域の子育て支援、退所児童の自立支援等を実施しているが、これらを含めた養育・支援の更なる充実、課題解決等のビジョンを明確にし、ビジョン達成のための具体的な取組を記した中・長期計画の策定が望まれる。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・C
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は策定していないが、単年度の事業計画は策定している。単年度の計画においては『富山県社会的養育推進計画』、園が捉える社会的動向、利用者層の変化等を踏まえ、中・長期的なビジョンを明確にしたうえで策定することが望まれる。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は園が素案をつくり、富山市社会福祉事業団が事業計画と収支予算を策定している。職員に事業計画と収支予算を周知しているが、評価と見直しが組織的に行われているとは言い難い。中・長期計画を含めた事業計画策定においては、職員参画の方法を検討し、事業団との協働策定が進むことを期待したい。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・C
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者等に対し、年間行事計画の周知はしているが、事業計画の周知はしていない。事業計画の概要等、わかりやすい資料の準備や、周知、理解を促すための取り組みが望まれる。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和4年度は第三者評価受審に向けて自己評価を実施し、各棟の結果を園の自己評価として取りまとめている。富山市の派遣職員においては、年2回の業績評価で自己の課題を明確にし、管理職や人事担当者に報告する。また業績評価の内容は園長も把握し、人材育成の参考に行っている。「不適切なケアを予防するための自己チェックリスト」があり、職員は年2回自己チェックし、結果については棟長、家庭支援専門相談員、園長代理、園長が具体的なアドバイスを行い、養育・支援の質の向上につなげている。</p>		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント> 各種評価実施後に改善課題への取組を行っている。令和4年度はハラスメントに関する課題が見え、次年度はハラスメント研修を企画している。設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度で改善困難なものは、中・長期的に取り組んでいく必要があるため、各種評価実施後の改善課題をリスト化する等し、総合的、継続的に取組状況がわかるよう、チェック体制の構築を期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 園長は年度初めに自らの役割と責任を職員に表明している。また有事においては、責任者として本部機能を果たせるよう体制を整えている。富山市社会福祉事業団の評議員会、理事会、施設長会議に出席し、適宜事業団との協議も行い、その内容は職員会議等で周知している。今後は園長の役割や責任を含む職務分掌等について文書化し、経営・管理に関する方針について理解を得るための取組が進むことを期待したい。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 園長は研修会に参加する等、関連法令について把握に努め、職員への回覧、特に重要事項は職員会議等で周知している。法令遵守の対象は福祉分野に限らないため、法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築は、職員と役割分担して進めることを期待したい。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント> 園長は保育の実務経験を活かし、園の子どもたちと個別に関わる時間を設けたり、子どもから園長直通の意見箱を設けたりし、養育・支援の質向上に直接関わっている。また自立支援計画の策定や養育・支援の実施状況について、職員との面談を年数回行い、各種自己評価で明確になった職員の課題を把握しながら指導に当たっている。養育・支援の質向上においては、実務経験豊富な園長の指導力で、良質かつ適切な養育・支援が展開されることを期待したい。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント> 園長は富山市社会福祉事業団の行動計画等に基づき、職員の有給休暇取得率の向上や光熱水費削減について呼びかけを行っている。また課題となっている人員確保においては、安定した養育・支援を確立するために、事業団と協議し、新規採用を進め、研修のあり方を検討する等、職員の定着・育成に取り組んでいる。取組状況は、後任や職員と共有できるよう記録の工夫を期待したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2- (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園の人材は、富山市の派遣職員、富山市社会福祉事業団のプロパー職員、嘱託職員というように職員の雇用形態が混在しているため、研修等で質の高い人材育成に努めているが、富山市の派遣職員と事業団職員の比率、派遣職員はどのような人材を配置するか、資格を有する職員の配置や確保についての計画等、具体的な考え方を示し、体制整備を進めることを期待したい。</p>		
15	II-2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の派遣職員においては、市の人事評価制度に基づき管理が行われ、富山市社会福祉事業団の職員においては、市に準じた方法で園長が面談を実施している。また職員に周知している「愛育園の運営と方針」(冊子)には、理念、基本方針に基づいた職員像が表記されている。今後は雇用形態に関わらず、職員処遇の水準の向上及び、職員が自らの将来を描くことができるような仕組みが整備されることを期待したい。</p>		
II-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の派遣職員と夜勤者においては、ストレスチェック等を定期的実施している。園長は毎月の超過勤務や有給休暇取得状況を把握し、働きやすい職場環境づくりに努めている。職員のメンタルヘルスに関しては、富山市の派遣職員は希望があれば臨床心理士に相談できる体制があり、また園長は雇用形態に関わらず、定期的かつ適宜職員と面談を実施している。園長は嘱託職員の福利厚生については課題を感じているが、育児休業取得実績があり、雇用形態に関わらず、働きやすい職場づくりのさらなる取り組みに期待したい。</p>		
II-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の派遣職員においては、確立された業績評価等で目標を明確にしており、園長はそれらの把握をしつつ、雇用形態に関わらず職員との定期面談を実施し、職員一人ひとりが目標を明確にできるよう働きかけている。人材育成の計画は策定していないが、配置された職員の経験等に応じて、園外研修の割り当てや園内研修の企画を行っている。養育・支援に関することは、園長のみならず、園長代理、家庭支援専門相談員、棟長が自己チェックに対しフィードバックする仕組みがある。今後は目標達成度が一目でわかるような管理シート等の作成に期待したい。</p>		
18	II-2- (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「愛育園の運営と方針」(冊子)では、「課題に対しては、一人で抱え込むのではなく、基幹的職員や身近なチームの人、棟長などに話し、複数で考え、複数で役割を担うこと」としており、チームワークの保持と向上のための条件を明確にしている。研修については、嘱託医とのケースカンファレンスや園内研修を隔月で実施し、園外研修は年間研修計画に基づき参加している。今後は人材育成の計画に基づき、目的を明確にし、体系化された研修計画の策定を期待したい。</p>		
19	II-2- (3) -③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保さ	a・ b ・c

	れている。	
<p><コメント> 令和3年度は、園内の処遇に関する研修12回、専門研修4回を実施し、園外研修に9件参加している。雇用形態に関わらず研修参加の機会があり、研修資料の閲覧や報告の機会を設け、情報の共有をし、学習の機会としている。今後は研究成果の評価・分析を研修計画に反映させ、段階的な教育・研修の設定を期待したい。</p>		
<p>II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント> 「愛育園の運営と方針」(冊子)では、実習生への対応について明確にし、職員の学びの機会として、園全体で受け入れる方針である。「実習生指導マニュアル」に基づき、養成機関と連携して宿泊実習体制を整えている。また里親研修、各種養成学校からの見学、講演、民生委員児童委員や施設関係者の見学にも応じる姿勢である。実習内容については、食事の準備・片付け、環境整備に関することは明文化しているが、実習生の目的や職種等に考慮して、養育・支援の標準化された手順を示す等、プログラム内容の工夫を期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント> ホームページの開設、年2回の機関紙発行をしているが、理念、基本方針、事業や財務等に関する情報、第三者評価の受審状況や結果の公表、苦情、相談体制等の公開はしていない。今後は園の取組を主体的に提示していくことが望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 富山市社会福祉事業団の定款、役員に関する規程、事務管理に関する規程、人事給与に関する規程、経理に関する規程、施設に関する規程は各種見直され、最新の規程が整備されている。また富山県、富山市、事業団の監査と包括外部監査を受けている。今後は園の実情に即した経営・運営のための改善事項を、職員にわかりやすく示していくことを期待したい。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 「令和4年度事業計画」に「世代間交流と地域交流」として記載し、取組内容についても明記しているが、コロナ禍のためほとんどの活動計画が中止となっている。子どもたちが運営する児童自治会主催の「愛育園祭」も地域の近隣住民やボランティア団体への招待を控え、愛育園の子どもたちだけで開催した。学校の友達遊びに来ることもあるが、応接間を利用しているため、友達と遊べるような環境になっていない。今後は、学校の友人等が遊びに来やすいように、遊んだりくつろいだりできるような環境作りを期待したい。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>「愛育園の運営と方針」（冊子）に「ボランティアについて」として、学習ボランティアやスポーツボランティア、習い事ボランティア等について明記されている。コロナ禍のため、今は学習ボランティアとスポーツボランティアが子どもたちと関わっている。ボランティアに関する氏名や活動内容・場所・実施状況記録は明記されている。今後、事前オリエンテーション資料（事業目的、内容、処遇、トラブル対応等について明記したもの）や受け入れに当たっての手順、ボランティアや学習への協力に関わる事前説明、職員への事前説明等の項目が記載されたマニュアルの作成を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ－４－（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 子どもの関わる教育機関や児童相談所とは定期的に連絡会を開催している。特に児童相談所とは、ケース会議を行い「愛育園園内処遇会議報告」として、支援を実施するために必要な具体的な検討内容（次回につなげる課題も含む）を記録し、子どもにより良い養育・支援につなげている。今後も、施設として、子どもにより良い養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性を念頭に置いて、地域の関係機関・団体の機能や連絡方法等を体系的に把握し連携を図っていくことを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ－４－（３） —① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 「事業計画」の中に「世代間交流や地域交流」として地域行事への積極的参加や、体育館や研修室などを開放し、地域交流を図ると明記されている。行事計画にも地域との交流行事が計画されているが、コロナ禍のため地域の活動が中止になり、会議についても書面で回覧されている状況である。そのような中、交通安全協会主催の「交通安全教室」は開催され、警察署、駐在所等、地域の交通安全協会に関わる方々の参加があった。今後、地域交流が困難な中、アンケートを取る等、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めるための工夫を期待したい。</p>		
27	<p>Ⅱ－４－（３） —② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 災害時の地域の避難場所となっていることから、防災に関するマニュアルを作成し、食料や日用品など備蓄に関する資料が作成されている。食糧については非常用食品の量も地域住民数を想定して準備されている。日用品（薬等も含む）については品目のみの記載になっており、災害時を想定した数量を明記することが望ましい。今後、地域の福祉ニーズの把握に努め、今はコロナ禍のため利用実績は無いが、子育て短期支援事業（ショートステイ）や夜間養護等事業（トワイライトステイ）等の取組を推進して行くことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ－１ 子ども本位の養育・支援

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅲ－１－（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ－１－（１） —① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 理念、基本方針、倫理綱領について見直しを図り明文化されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、年４回講師を招いて研修を行ないながら、子どもを尊重した養育・</p>		

<p>支援の実施について共通理解を図り、施設全体の意識向上につなげている。また、職員が「不適切なケアを予防するための自己チェックリスト」を年2回行い、各自振り返りながら子どもの養育・支援に反映させている。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 今年度は子どもの人数が少ないこともあり、多くの子どもが一人部屋での生活が保障されている。2人部屋で生活している子どもについても、互いのプライバシーが尊重されるよう机などの配置が工夫されている。研修会で『子どもの権利ノート』を使用し、プライバシーを尊重した関わり方について学んでいる。今後も、現状の限られた施設・設備の中でも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい心地よい環境を提供し、子どものプライバシーを守られるよう設備等の工夫に期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 「保護者の皆さんへ」として、愛育園の理念と養護の方針等を明記した資料やパンフレットを配付し情報を提供している。資料の見直しは、人数など変更がある場合や、棟会議で意見を収集し見直しの必要がある場合に適宜行われている。今後は、情報提供の方法、内容等について、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、見直しを行い、より子どもや保護者が必要としている情報の提供となることを期待したい。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 「自立支援計画票」で、児童本人の課題と支援方法・学校や地域での児童の課題と支援方法・家庭（保護者や家族）の課題と支援方法・総合的な支援・引き継ぎ事項及び特記事項等項目ごとに、子どもや保護者への養育・支援の方法を明記している。直接会える保護者には説明をしているが、困難な場合は児童相談所と連携を図りながら行っている。今後、子どもや保護者等の自己決定に十分配慮し、養育・支援の具体的内容や日常生活に関する事項等について、分かりやすく説明するための様式を定め、同じ手順・内容で行われるような取組に期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 措置変更、地域・家庭への移行等にあたり、家庭支援専門相談員が退所後のサポートを担っていく事を、個別に丁寧に知らせている。「退園生アフターケア報告書」にて家庭支援専門相談員と担当職員が中心となり、退園1週間以内に連絡、1ヶ月以内に生活環境の確認、それ以降は子どもの状態に応じたケアが明記されている。来年度から、アフターケアの見直しをし、退園後の連絡方法を明記した書類の配付や連絡先の交換等、生活の継続に欠かせない養育・支援の提供を目指す取組を進めていく予定である。今後、アフターケアの充実と、行政機関や関係機関、地域・家庭での生活支援体制について協議やネットワーク・体制の構築に関する取組にも期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 児童自治会では2～3月に「次年度にむけて」として、睡眠、学校、友達、関心事、嫌な事等具体的な項目でアンケートをとり、次年度の園生活に生かしている。行事に関する会議でも子どもたちが取組みたいことを話し合い、計画を起案して園側に伝えている。食事に関し</p>		

<p>では、給食検討委員会を設置し、月1回意見交換を行ったりアンケートを取ったりして、子どもの意見を取り入れるよう配慮されている。児童自治会や給食検討委員会の具体的取組や意見、改善等、園側と意見調整をしながら進められている内容が会議録に記載されている。子どもからの意見に関する集計結果や改善結果等について、貼り紙や書類として子どもに返している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント> 「保護者の皆さんへ」の中に、苦情相談窓口・苦情解決の仕組みとして、苦情や相談の受付→内容確認→苦情解決委員会→苦情解決責任者へと、解決に向けての組織図を明記し、保護者に周知を図っている。その仕組みの中に第三者委員会もあることを明記することが望ましい。「社会福祉法人富山市社会福祉事業団苦情解決処理要綱」が策定され、「苦情報告書」「苦情受付報告書」「苦情対応記録」「苦情対応結果報告書」など決められた様式に記載し、月末に集計を事業団に報告する仕組みが整っている。今後、苦情解決の仕組みが機能し、養育・支援の質の向上に向けた取組みとなることに期待したい。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント> 子どもが相談しやすいように日常的に声かけを積極的に行っている。子どもから相談があった時は、個室で行う等、相談しやすい環境作りを心がけている。意見箱とイラストカット付きの意見用紙を事務室近くの廊下に設置している。今後は、設置場所を子どもの生活空間にしたり、意見用紙に相談したい日時、相談したい相手等を明記出来るようにしたりする等、子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備に期待したい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント> 日々の養育の中で相談や意見が言いやすいようにコミュニケーションを図っている。担当職員は、月1回子どもとお茶会をしながら日々の思いを聞く機会を設けたり、園長は、誕生日に1対1でケーキを食べながら話す機会を設けたりして、子どもの意見や要望等に積極的に対応するよう努めている。年度末にアンケートを実施し、結果をもとに改善したり返答したりしている。今後、意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 「安全確保マニュアル」が作成されている。事故や問題が起きた時は、棟会議や職場会議に取り上げ、改善策や再発防止に向けて、検討・実施していることが「事故・事件経過報告書」に記録されている。月2回施設環境の点検を行っており「安全点検表」に記載されているが、点検状況は明確になっている反面、処理について明記されていない個所が多くみられる。今後、安全確保に向けた研修会や点検後の処理状況の明記など、安心・安全な養育・支援の実施に向けての取組みを期待したい。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 食中毒、インフルエンザ、熱中症、異物混入、レジオネラ症等、様々な感染症の予防・対応マニュアルが作成され、緊急時の連絡体制も整備されている。マニュアルについて見直しを図りながら資料を更新している。コロナ対応マニュアルでは、施設内の場所別（食堂、管理棟、遊戯室等）の予防・対応、児童の感染状況（感染していない児童、感染した児童、濃厚</p>		

<p>接触児童等)の予防・対応、職員の防護具の着脱順番や選択の基本等、写真で分かりやすく作成されている。感染児童用の段ボールハウスも市から提供されている。今後、安全確保の体制として、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等の実施に期待したい。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 災害時の対応体制(避難場所、避難経路等)は園舎図と共に明記され、災害訓練は隣接する複合施設と合同で年2回、愛育園独自で年10回定期的に行われ「消火・避難訓練実施記録」に記載されている。災害時の食料や備品などの備蓄も整備されている。職員の安否確認や連絡に「愛育園電話連絡網」を作成し全職員に周知している。今後、「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練を行い、災害時においても養育・支援が組織的に継続されることを期待したい。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 年4回の園内研修で「基本的・標準的な養育」について全職員が学び、必要に応じて個別指導も行っている。「自立支援計画票」には、個別的な養育・支援に関する実施方法が記載されている。今後、職員個人差により生じる養育・支援の水準や内容の差異を無くし、必ず行われる基本となる部分を共有化するためにも、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシー保護への配慮、設備等施設の環境に応じた業務手順等を含んだ、標準的な実施方法の文書化が望ましい。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、子どもの個別性に着目した対応に期待したい。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント> 洗顔方法に関心がある子どもに向けて、その方法を洗面所に図で表示している。このように、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入の際には、図で表示しているが、文書化されていない。今後は、子どもから出た意見に基づいて標準的な実施方法や、様々な養育・支援が必要な生活の場面ごとの標準的な実施方法を文書化し、定期的に見直しを行う体制を作ることを期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント> 令和元年度より「アセスメントシート(学齢児用、幼児用)」を作成し、生活習慣、対人関係、学習、社会的スキル、子どもの将来の夢や長所、短所、家族との関係等、子どもに関する情報が記載されている。その「アセスメントシート」に基づいて個別的な「自立支援計画票」を作成し活用している。「アセスメントシート」の書き方や見方について事例を出し合って確認し、子どもの具体的なニーズが明示されるようにしている。「自立支援計画票」は、子どもの特性や状態、子どものニーズ等、適切なアセスメントに基づいて策定されている。同時に児童相談所等と支援方針について打ち合わせた内容も反映されている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

「児童自立支援計画について」に基本的な考え方と記載例を明記している。「自立支援計画票」の作成、評価日を決め計画的に取り組んでいる。評価と見直しについては、児童相談所との連絡会議や棟会議、園長との面談等を通して、PDCAサイクルを継続しながら実施し、関係職員への周知を図っている。「自立支援計画票」の様式や記録方法についても、児童本人・家庭・学校や地域での課題と支援方法、そして総合的な支援についても見直しを図っている。「自立支援計画票」の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上を図りながら、施設全体の支援の向上に務めている。

Ⅲ－２－（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ－２－（３）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
----	---	----------------

<コメント>

日々の子どもに関する養育・支援の実施状況を、女子棟、男子棟別の「引継ぎ帳」に記録されている。その中から共有する必要がある内容を記載した「養護記録票」を、事務所に提出し職員間の共有化が図られている。同時に、その記録は「児童の育成記録書」に記載されており「自立支援計画票」の評価・見直しを行う際の基本情報となっている。

45	Ⅲ－２－（３）－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>

台帳等は鍵付き棚に保管し事務所で管理され、子どもの個人記録等は鍵付きのスタッフルームで管理されている。職員は、個人情報について、会議等で園長より遵守するよう指導を受け、個人情報保護に努めているが、個人情報保護や情報開示についての規定について周知は図られていない。今後は、個人情報保護や情報開示に関する規定、情報漏洩対策等の理解に向けて積極的な取組に期待したい。

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山県発行の『子どもの権利ノート』や年度初めに職員に配付する「愛育園の運営と方針」（冊子）を使用し、子どもの権利擁護の重要性を職員会議などで、全職員に周知している。また、『児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト』を年1回、『子どもの人権擁護と人権侵害の防止』を年3回、全職員が自己評価に取り組み、結果は数値化し、評価点、改善点など示し文書化している。職員間での課題の共有化は職員会議で取組み、そこにあらわれた課題を通し、より質の高い取組が行われるようにしている。今後も、権利侵害の防止と早期発見するための仕組みを整え、日々の養育・支援の評価や子どもの権利について考える機会を増やすことが望まれる。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山県発行の『子ども権利ノート』を入所時に配付し、年1回年齢別に集まり内容を学習する機会を設けている。園内研修で全職員が子どもの権利について学ぶ機会を設けたことで、職員は、子どもに対して年齢に応じたわかりやすい説明を意識して行っている。今後も、生活の中で守られている具体的な権利について子どもに分かりやすく伝えていく取組み、また、職員と子どもと一緒に権利について考える機会を増やすことが望まれる。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>季節ごとの行事写真など、思い出を振り返って共有できるようアルバムを作成し、子どもが希望すればいつでも見ることができるようになっている。学校での作文や作品も成長の記録として残している。また、子どもが自分の生き立ちを知りたいとの希望があった際には、子どもの現状に合わせた説明の仕方を、児童相談所を交えて協議した上でわかりやすく伝えている。また、そのようなことが予想される場合に、事前に協議して情報の整理を行っておく場合もある。今後は子どもと職員と一緒に成長過程を振り返る機会をつくり、記録に残す取組をするなど、振り返りのための記録方法を工夫し、子どもにとっても、親にとっても空白が生じないよう成長の記録がさらに充実することを期待したい。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ b ・c

<p><コメント> 年度初めの職員会議で「愛育園の運営と方針」(冊子)に示されている「厳に戒めること」や「施設内虐待防止マニュアル」について確認を行っている。また、複数で関わる体制をとり、建物の死角等の点検も行っている。今後は子どもたちに不適切な関わりの具体例を示し、資料を用いて職員と子どもと一緒に考える機会を持つことが望まれる。また、不適切な関わりがあった場合のリスク要因を明確にし、職員全員が共通理解を持って対応できる取組を期待する。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	a・ ⑤ ・c
<p><コメント> 入所に際しては、児童相談所等の職員から情報を得て子どもを迎える準備をしている。入所初期の子どもに対して、担当者や棟の職員が日々声かけ見守りをし、時間を作って子どもの思いを聴いている。また、必要に応じて児童相談所で関わっていた心理士が、引き続きカウンセリングを行うこともある。退園に際しては、リービングケア(退所するまでのケア)を重視しており、日々の関わりを積み重ねることが退園後の不安軽減につながると意識して子どもに関わっている。今後も移行期の不安を抱えた子どもの気持ちを汲み取りながら、関係者と可能な範囲で調整し、関わりが継続できることに期待したい。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 自立訓練室を利用して一人暮らしの体験をしたり、進路や経済的なことなどを一緒に考えたりしながら退園後の生活に備えている。子どもの担当職員を中心に職員全体でリービングケアについて考え、家庭支援専門相談員や担当職員を中心に退園後の生活サポートを行っている。また雇用主、福祉関係者、警察など多くの地域関係者と連携し退園後の支援が行われている。今後は、子どもや家族に対してリービングケアから退園後の支援の様々な取組を「見える化」し、子ども・保護者の安心や職員の育成につなげていくことを期待したい。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	a・ ⑦ ・c
<p><コメント> 棟会議・児童相談所連絡会等でケース会議を行うことで、子どもの成育歴や体験したことの把握、課題への向き合い方を職員間で共通理解を図ると共に、子ども一人ひとりを深く理解することでより良い支援に繋げ、子どもと一緒に過ごしたり、見守ったりする中で、子どもの気持ちを理解しようと努めている。子どもアンケートは年1回(2月)とり、まとめたものを子どもが理解できるよう文章化し掲示している。今後も、子ども一人ひとりが抱えている課題は個別的で多様であることを再確認し、今まで以上に子どもとの信頼関係を築きながら受容的・支持的態度で向き合うことを期待したい。</p>		
A⑧	<p>A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a・ ⑧ ・c
<p><コメント> 未就学児の居室は、職員室の近くにあり、何時でも一人ひとりの要求に応じることが出来るよう配慮している。また、小・中・高校生は、個別または少人数での生活の中で、個々の思いが出しやすいよう配慮している。同時に、日常生活の中で個別、少人数で関わる時間を大切にし、何気なく発する言葉や素振りから子どもの思いを汲み取るようにしている。担当児との自立訓練ふれあい活動では子どもの希望を取り入れながら、職員との個別の時間を確保している。担当職員と1対1で出掛ける機会を設定し、行きたい場所や食べたい物などできるだけ子どもの要望に添えるようにしている。職員との信頼関係を基に、子どもの基本的欲</p>		

求が満たされるよう支援している。今後も把握した内容をアセスメント情報として活かしていこうとする姿勢に期待したい。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安全に十分に配慮した上で、ミニキッチンでの簡単な調理やおやつ作り、各種検定試験（調理、簿記、漢字）への挑戦の支援など、小学生から高校生という幅広い年齢層の子どもの興味・意欲に応じた体験が出来るようにしている。学校の持ち物の準備、お風呂の準備、洗濯物の片付けなどが自分で出来るように、環境を整えながら見守り援助するよう努めている。また、日々の生活をより良くするために、子どもの自主的な意見を尊重し、レクリエーション活動や誕生会などの行事においては、児童自治会活動の促進を図っている。子どもの力を信じて企画・運営を任せ、成功につなげるよう見守りの姿勢を持ちながら関わっている。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって主体的に問題を解決していく力をつけていくことが期待できる。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>幼稚園での生活が可能な子どもは幼稚園へ就園し、2、3歳児は園内保育を行うほかに児童館や幼稚園の親子サークルに参加している。帰園後や休日は、居室に遊具や玩具が揃えられ、自由に遊べるよう配慮されている。また、工作室や遊戯室、図書室、屋外グラウンド、体育館など幼児から高校生までが、運動や学びの場として利用できるような環境が整えられており、学校や地域の行事には、子どもの希望を聞き、参加できるよう支援している。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身につくように、洗面所には歯磨きや手洗いの手順、洗顔の仕方が書いた図表が掲示され、衣類も整理しやすいよう、種類別ケースが設定されるなど環境整備がされている。また、自分の部屋の飾り付けなど、一人ひとりの思いが尊重され生活感のある雰囲気となっている。高校生はアルバイトを通して社会性を身に付けたり、電車の利用や銀行の手続きをしたり、お小遣いを持って店舗に買い物に行った後は小遣い帳に記入したりするなど、子どもが自立に向け役立つと思われることを日々の生活に即して伝えている。また、個々の子どもの状況に応じて様々な社会体験が出来るよう支援している。高校生以上にはスマートフォンの使用を認め、高校生以下もパソコンを使用する機会が増えているため、今後は職員がネットやSNSについて十分な知識を持って支援にあたることを期待する。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>通常は併設の老人施設の方と一緒に食堂で食事をしているが、時期的に感染症が心配なため、広い食堂を仕切って使っている。食事では、おかずを食べ切った後におかわりが出来るようになっている。主食や汁物は保温されており、揚げ物などは自分たちで温めなおせるような環境を整えている。月に1回食事検討委員会を開催したり、定期的にアンケートを取ったりして、子どもの意見を取り入れている。ミニキッチンの使用や自立訓練活動を通して基本的な調理技術を習得できるよう関わり、また、生活スペースのキッチンで、学校の代休日や土日を利用して、栄養士とのおやつ作り、うどんなどの夜食作りや、食器を洗って棚に片づけるまでの手順を教えるなど、基本的な食習慣を身につけるよう支援している。生活の中で食事は健やかな発達と発育に繋がり、子どもにとって楽しみの一つとなっており、提供される食事が子どもにとって大きな思い出になっていく。アルバイトや部活動で遅くなる子ども</p>		

<p>には、棟内にあるキッチンなどの活用も踏まえ、より家庭的な食事の提供について検討されることを期待する。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 洗濯機や乾燥機が整備され、清潔な衣類を身に着けられる環境になっており、衣類の整理は、中高校生は自分で行き職員が点検している。アイロンがけは、中学生はエプロンや制服のネクタイを、高校生はスカートやズボンなどを自分で行き、小学生は職員がかけて見せるようにしている。衣類購入は職員と一緒に掛付け、出来る限り子どもの好みを尊重しながら自分で選んだ衣服の購入を行っている。衣類は十分に用意され、常に清潔となるよう洗濯等を適切に行っている。また、柔軟剤も好きなものを選べるなど、子どもの思いや個性を大切にしている。衣替えを子どもと一緒にやることで、季節にあった服装を伝える機会となっている。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 施設の建物は大舎制で、1階2階ともにリビングにはミニキッチンが備えつけられ、ソファやテーブル、机、テレビが置かれている。家庭的な雰囲気の中で、様々な人の雰囲気を感じ取りながらリラックスして過ごしている。学習室は、一人ひとりが集中して学べるよう仕切りをするなどの工夫が見られる。今年度は、中・高校生は基本的には1人部屋で生活し、2人部屋で生活している子どもは、学習機の配置やポスターの掲示など、個々の意向を尊重した配置の工夫をし、自分の居場所の確保をしている。また、居室の窓際と入り口扉にカーテンがありプライバシーにも配慮されている。日々の清掃や毎週末の食堂・風呂・居室の清掃を職員と一緒に実施し、清潔にすることを心地よさを味わえるようにしている。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 子ども一人ひとりの健康状態について、日頃から子どもたちの体調の変化に気を配り、必要に応じて受診や服薬を適宜行っている。定期的な健康診断や予防接種など、嘱託医や関係機関と連携しながら行っており、異常があれば早期に診断・治療が受けられるよう支援している。子どもの健康状態や発育・発達状態は母子手帳や個々の記録簿に記載されている。今後外部から専門の講師を招き、心身の健康に関する学習をするなど、知識や理解を深めるための取組を行い、小学生以上の子どもたちは自分で健康管理をする習慣を身につけ、自己申告できる取組に期待する。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 建物の1階居住部分は女子棟、2階居住部分は男子棟とし、無断で異性の居住空間への出入りは禁じられている。また、日常生活の中で子どもたちに対して、接触行為に気を付けるなど、子どもの年齢や発達に応じて、男性職員・女性職員それぞれの立場から適切な支援をするように努めている。また、県内のNPO法人主催の性教育プログラムを受講し、性に関する正しい知識を得るようにしており、今後も学習会や外部講師の実施を検討している。性について年齢や発達段階に応じたカリキュラムを作成し、職員自身も子どもの性について知識を</p>		

<p>身につけ、身近な存在として子どもが関心を持った時などに伝えていけるような支援に期待したい。子どもが性について疑問に思ったことや心配なことを相談してきた場合は、性をタブー視することなく対応できるよう、日頃から職員間でも性をめぐる課題への支援の在り方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組に期待する。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント> 個別的配慮を必要とする子が増えていることから、医療機関を含む関係機関と連携を図りながら、子どもたちの特徴や情報を共有している。また、子どもの暴力や不適切な行動については「事故報告書」に記録したり棟会議で話し合ったりしながら要因を探り、適切に対応できるようにしており、交代勤務の職員が情報を共有するために「引き継ぎ書」へ些細なことでも記録するよう努めている。今後、子どもの暴力や不適切な行動があった際には、話し合ったり見守ったりなど、職員全体で支援し、また、問題の要因を十分に分析し、職員全員が共通理解を持って対応できる取組を期待する。</p>		
A⑱	<p>A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント> 未就学児から高校生という幅広い年齢層の子どもたちが共に生活する施設内では、子ども同士、子どもと職員、職員同士の相性や関係性に配慮しながら、暴力やいじめ、差別を防止するように努めている。集団での生活においてはストレスもあり、些細な事でトラブルとなることも多いが、その際、それぞれの言い分を聞き、互いに相手を気遣う気持ちの大切さを繰り返し教えている。また、児童相談所が実施する『セカンドステッププログラム』を受けて、問題解決の手法を学ぶ機会を設けている。今後も、棟会議やケース会議の記録を施設全体で共有し、要因の把握、対応策などを検討し、安心して暮らしやすい関係性や環境の提供を期待する。</p>		
<p>A—2—(8) 心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント> 虐待及び分離体験など心理的なケアを必要とする子が増えており、それに伴い児童相談所との会議（月1回）、棟会議（月1回）でケース検討を重ね、心理療法担当職員からのアドバイスを受けながら自立支援計画を作成している。また、期別に評価を行い次の課題に向けた取組に繋げており、児童育成記録、自立支援計画、ケース会議録、心療内科受診資料へ記録を残している。園職員の心理士の他に、医療機関や児童相談所と連携を図り、子どもの心理的ケアや職員への助言を受けている。嘱託医を交えた研修会を計画し、自主的に参加する機会を設けている。</p>		
<p>A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント> 学習指導員が一人ひとりに合わせてよりよい環境作りや必要な支援を行い、学習環境を整えようと努めている。学習指導員が一人ひとりの学力に応じた課題や指導方法を検討し、職員と共有している。中学生は、学習ボランティアの方々に教えてもらい学習に取り組む機会を設けている。基礎学力習得に向けた学習時間の設定を行っている。地域の学習塾については、子どもの意向も考慮し、現在利用している子どもはいない状況である。今後さらに学校と積極的に連携を取りながら、子どもが本来持っている能力を引き出していけるような学習支援が期待される。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりに合わせた進路について熟考し進路選択に必要な情報を提供している。進路について、子どもと担当職員で話し合いを重ね、職員会議でも様々な可能性を考えて支援を行う。進学・就職を問わず、担当職員や家庭支援専門相談員と話し合っている。進路決定に際し具体的かつわかりやすいデータを整理し適切な自己決定が成されるようにしている。</p> <p>高校生には、通学のための経済的な援助（奨学金など）について説明し、活用できるよう支援している。今後も、子どもの最善の利益のために、子どもたちが受けられる公的サービスや社会資源等の情報提供を継続されることに期待したい。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>アルバイト経験は、施設のルールの範囲内で社会経験が積めるよう積極的に勧めている。支援学校に通っている子どもは、支援学校がプログラムを作成し、学校を通して職場体験を十分に積んでいる。職場体験や実習は、子どもが仕事の内容や自身の適正を知る機会となる。職場体験に行った子どもと担当職員とで、働くことや責任・金銭管理について話している。美容師になりたいという子どもの思いを受けて、職員の知り合いの美容室で実習体験を実施した事例もある。今後も、子どもの社会経験や視野を広げるために、賛同してくれる協力事業主の開拓に期待したい。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの最善の利益」に基づき、家庭支援専門相談員と担当職員が中心となって自立支援計画に盛り込みながら、家族に対する支援が行われている。家族が抱える様々な事情を考慮し、児童相談所と連携をとりながら支援している。児童相談所の許可があるケースについては、面会、外出、外泊、(一時帰宅)や学校行事、地域行事など案内し参加を支援している。保護者には、子どもが頑張っていることを伝え、保護者自身が考えることも含めて、子どもの理解に繋がるよう配慮しながら信頼関係づくりに取り組んでいる。</p> <p>学校行事については児童相談所を通して、または直接、保護者に連絡している。保護者の参加が可能になるよう、できるだけ早めに日程を伝えるなどの働きかけを行っている。施設と家族との信頼関係の構築に努めており、面会や外出後の子どもの様子も注意深く観察し、適切な支援をするよう努めている。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携を取りながら、子どもの情報を共有し、親子関係の再構築が可能な時期を捉えて、家庭支援専門相談員が中心となり、担当職員が自立支援計画を立て支援している。親子関係の継続や修復に向けた取組を関係機関と協議、役割分担を行いながら進めている。園内のケース会議と児童相談所連絡会で支援方針の方向を検討している。親子関係の再構築のために職員間で話し合いを行い適切な支援を考え、実施している。特に家庭復帰の場合には、計画を立て、支援を行っている。</p>		